

花づな

hanazuna 2018.2

vol. 41

[花づな]
四季折々に咲き競う花々は、精いっぱい自分を自分らしく表現しているように見えます。男女が明るい未来に向かって手をつなぎ合うことを「花づな」の名に託しています。

豊橋市の女性の

5人に1人はDVを

(ドメスティック・バイオレンス)

受けたことがあるとしています。

配偶者や恋人からの、
なんらかの暴力

暴言



無視



監視



「豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成28年8月実施)によると、
これまでに配偶者や交際相手から暴力(DV)を受けた経験がある人は、

女性では5人に1人(21.5%)、男性では16人に1人(6.4%)の割合となっています。

回答	命の危険を感じるくらい の暴力を受けた	医師の治療が必要となる 程度の暴力を受けた	いやがっているのに性的行為 を強要された	見たくないのに、ポルノビデオ やポルノ雑誌を見せられた	無視され続けた	何を言っても 無視され続けた	交友関係や電話を細かく 監視された	「だれのおかげで生活できる んだ」「かしょうなし」など と言われた	大声でどなられたり、暴言を 吐かれたりした	生活費をわたされなないなど、 経済的におさえつけられた	今までなかった	無回答	何らかの暴力を 受けたことがある(※)
女性	1.6%	3.1%	4.7%	1.1%	3.2%	4.1%	5.8%	13.9%	4.0%	71.5%	7.0%	21.5%	
男性	0.5%	0.2%	-	-	3.3%	1.0%	0.7%	1.7%	0.7%	88.8%	4.8%	6.4%	

(※)全体から「今までなかった」と「無回答」を除いた割合

◆DVとは、ドメスティック・バイオレンスの略語で、配偶者や恋人などの親密な関係の人から受ける**暴力**のことです。また、交際中の恋人同士でおこるDVのことを「デートDV」といいます。

◆暴力とは、**身体的暴力**ではありません。

(殴る、ける、刃物を突きつける、髪を引っ張る、首を絞める など)

精神的暴力

- 大声でどなる
- 脅す ● 無視する
- 大切なものを壊す・捨てる など

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- むりやりポルノ雑誌を見せる など

経済的暴力

- 生活費を渡さない・使わせない
- 収入を取り上げる
- 借金を重ねる
- 働いて収入を得ることを妨げる など

社会的隔離

- 外出や親族・友人との付き合いを制限する
- 電話やメールを細かくチェックする など

これらも
すべて
DVです。

夫婦なんだから、仕方がない、と我慢する必要はありません。



- ◆ 子どもの目の前でDVが行われることは、児童虐待に当たります。
- ◆ 近年では目に見えない暴力が増加傾向のため、発見が難しくなっています。

どんな理由でも、暴力は絶対に許されません!

Q.あなたとパートナーの関係は?

次の項目、あなたはいくつあてはまりますか?

- 相手の言うことが怖くて逆らえない
- 相手が帰ってくると緊張する
- いつも相手を怒らせないように気を使っている
- 相手に不満があっても絶対に言えない
- いつも「お前が悪い」「だからおまえは…」と言われる

どの項目も、あなたが相手にコントロールされている可能性がある状態です。相手をコントロールし、支配しようとするのがDVです。自分らしく生きていくためにはどうすればよいのか、一緒に考えましょう。

はじめの一步は電話から

あなたの周りに気になる人はいませんか？相談内容など、秘密は必ず守ります。
知人・友人・家族からの通報もあります。

DVを受けた・受けたかもしれない

緊急の時
身の危険を感じた時

◆豊橋警察署
☎0532-54-0110
緊急時は110番に！

- 暴行を受けた時や、刃物を突きつけるなどの、身の危険を感じた時はすぐ警察へ連絡してください。

警察が介入することで、
暴力・脅迫は収まります。

- 写真を撮ったり、会話を録音することは暴行や脅迫を受けた証拠として有効です。また、明らかな証拠がなくても、暴行を受けた直後に通報することが大切です。

事態が悪化する前に
できるだけ早く相談してください。



相談したい
情報がほしい

◆豊橋市
DV相談窓口

☎0532-33-9980

- 専用ダイヤルから電話相談、面接相談を受けつけています。あなたの心に寄り添い、相談に応じます。

◆愛知県女性相談センター
東三河駐在室
(配偶者暴力相談支援センター)

☎0532-54-5111
(内線301)

- 女性が直面するさまざまな悩みを聴き、援助が必要な方には関係機関と連携をとりながら支援していきます。

- 配偶者暴力相談支援センターでは必要に応じて、保護命令(※)の申し立て手続きのお手伝いをします。

※保護命令：相手方に対して本人等に近づくことを禁止する裁判所の命令です。

ひとりで悩まないで、相談にきてください。

- パートナーの言動や暴力に「嫌だな」と感じた時、意味もなく動悸がする、眠れない等、日々の生活が送りにくくなった時には、ひとりで悩まずに、早めにあなたの味方になってくれる人に相談してください。



〈取材メモ：各機関の担当者に話を伺いました。〉

DVの被害者のために、日々努力している姿が印象的でした。みんなが、あなたを助けたいと思っています。

DV相談窓口一覧

秘密厳守・相談無料・匿名可

●豊橋市DV電話相談

☎0532-33-9980

月～土曜日 9:00～15:00

※祝日・第3月曜日(第3月曜日が祝日の場合は翌日も)・年末年始は休み。

●豊橋市DV面接相談(要予約)

☎0532-33-9980

火・木曜日 9:30～15:30

※祝日・年末年始は休み。

※予約受付時間は、上記の電話相談と同じです。

●愛知県女性相談センター東三河駐在室

(配偶者暴力相談支援センター)

☎0532-54-5111(内線301)

電話相談 ▶ 月～金 9:00～17:00

面接相談(要予約) ▶ 月～金 9:00～17:00

※祝日・年末年始は休み。

●豊橋警察署

☎0532-54-0110

緊急時は110番!



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

🗨 編集者のつぶやき

ごく普通に暮らしている私たちの周りに、DVで苦しみ普通の生活がままならない人々があります。相手にコントロールされ、恐怖と無力感から逃げられなくなり、「私が悪いから」と自己否定する人が多い傾向にあります。

「自分らしい生活」「幸せな生活」を求める権利は誰にでもあります。

相談することは、「自分らしい生活」を歩み始める第一歩です。ためらうことなく相談窓口へお電話していただくことをお勧めします。